

## 宮城大学編入学、転入学及び再入学に関する規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項の規定に基づき、編入学及び転入学並びに再入学（以下「編入学等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （編入学等の入学年次）

第2条 看護学部における再入学、事業構想学部における編入学等及び食産業学部における転入学及び再入学にかかわる入学年次は、第4条2項に規定する編入学等の選考結果を斟酌の上、教授会の議を経て、相当と認める年次とする。

### （編入学等の出願）

第3条 編入学等を志願する者は、別に定めるところにより、編入学願書、転入学願書又は再入学願書に、宮城大学学生納付金施行規程（以下「納付金規程」という。）第2条に定める入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 再入学の出願は、退学又は除籍の効力が発生した日から3年以内であって、第5条に規定する在学年限内で卒業が可能と認められる場合に限り行うことができる。

### （編入学等の選考）

第4条 看護学部における再入学の選考、事業構想学部における編入学等の選考並びに食産業学部における転入学及び再入学の選考は、選考を行おうとする学部、学科における在籍学生数の状況を勘案し、教育上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に行うものとする。

2 前項の選考は、学力試験（小論文を含む。）及び書類審査（単位認定審査を含む。）をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他学部、学科において適切と認める方法を加えることができるものとする。

### （編入学等を許可された者の在学年限等）

第5条 編入学等を許可された者の在学年限を決定するに当たっては、第2条の規定により決定された本学編入学等年次より前の学年次に対応する年数は本学に在学したものとみなし、当該年数を在学年限から減じるものとする。

### （編入学等を許可された者の既修得単位等の認定）

第6条 第4条に規定する選考を経て編入学等を許可された者が、次の各号に掲げる場合に当該各号の単位について学則第55条及び第56条第2項の規定に基づき、既修得単位及び卒業要件単位の認定を希望するときは、別に定めるところにより、学長に認定申請を行わなければならない。

一 編入学及び転入学の場合 本学入学前に他の大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目等について修得した単位

二 再入学の場合 再入学前に本学において履修した授業科目について修得した単位

### （編入学等を許可された者に対する学則等の適用）

第7条 この規程に定めるもののほか、学則及びその他の規程における学生に関する規定は、

編入学等により入学した学生に適用する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、編入学等の選考等に関し必要な事項は、教授会及び学務入試委員会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度に編入学等をする学生から適用する。
- 2 この規程の施行日の前日において既に本学に在籍する編入学等の学生については、なお従前の例による。